| | | |
|---|---|---|
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる四　先行技術調査（応用光学）又は五　先行技術調査（光デバイス） | 新規則別表第二の上欄に掲げる五　先行技術調査（光デバイス） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる四　先行技術調査（応用光学）、六　先行技術調査（事務機器）又は八　先行技術調査（アミューズメント） | 新規則別表第二の上欄に掲げる六　先行技術調査（事務機器） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる七　先行技術調査（自然資源） | 新規則別表第二の上欄に掲げる七　先行技術調査（自然資源） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる八　先行技術調査（アミューズメント） | 新規則別表第二の上欄に掲げる八　先行技術調査（アミューズメント） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる九　先行技術調査（住環境） | 新規則別表第二の上欄に掲げる九　先行技術調査（住環境） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十　先行技術調査（自動制御）、十一　先行技術調査（自動車機械）、二十二　先行技術調査（電気化学）又は三十五　先行技術調査（電力システム） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十　先行技術調査（自動制御） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十一　先行技術調査（自動車機械）又は十一　先行技術調査（動力機械） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十一　先行技術調査（動力機械） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十二　先行技術調査（運輸）、二十七　先行技術調査（プラスチック工学）又は三十四　先行技術調査（伝送システム） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十二　先行技術調査（運輸） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十三　先行技術調査（一般機械）又は十六　先行技術調査（繊維包装機械） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十三　先行技術調査（一般機械） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間 |

| | | |
|---|---|---|
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十四　先行技術調査（生産機械）又は二十一　先行技術調査（金属・金属加工） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十四　先行技術調査（生産機械） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十五　先行技術調査（搬送）又は三十九　先行技術調査（電気機器） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十五　先行技術調査（搬送） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十六　先行技術調査（繊維包装機械） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十六　先行技術調査（繊維包装機械） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十七　先行技術調査（生活機器）、十八　先行技術調査（熱機器）、二十五　先行技術調査（有機化学）又は二十九　先行技術調査（繊維・積層体） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十七　先行技術調査（生活機器） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十八　先行技術調査（熱機器）又は二十六　先行技術調査（環境化学） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十八　先行技術調査（熱機器） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる十七　先行技術調査（生活機器）又は十九　先行技術調査（医療機器） | 新規則別表第二の上欄に掲げる十九　先行技術調査（医療機器） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる二十　先行技術調査（無機化学） | 新規則別表第二の上欄に掲げる二十　先行技術調査（無機化学） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる二十一　先行技術調査（金属・金属加工） | 新規則別表第二の上欄に掲げる二十一　先行技術調査（金属） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる二十二　先行技術調査（電気化学） | 新規則別表第二の上欄に掲げる二十二　先行技術調査（電池） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |
| 旧規則別表第二の上欄に掲げる二十三　先行技術調査（半導体機器） | 新規則別表第二の上欄に掲げる二十三　先行技術調査（電子デバイス） | 施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間 |